

# 第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

## 第1章 不当労働行為の審査

### 第1節 不当労働行為審査の概況

#### 1. 初審事件の状況

##### (1) 概況

平成23年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、22年に比べ5件減少し、376件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は16件であり、22年に比べ8件の減少となった（第13表参照）。新規申立件数376件のうち、合同労組事件の新規申立件数は267件で、新規申立件数に占める割合は71.0%となっており、18年以降、最も高くなった（第15表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は134件と22年に比べ23件増加（地方公務員等公務関係事件は10件）となっており、取下・和解件数は258件と22年に比べ18件の増加（地方公務員等公務関係事件は13件）となり、その結果、次年への繰越件数は567件となった。

**第1表** 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

| 区分<br>年                                   |    | 係属状況 |      |     | 終結状況  |       |    |      | 次年繰越 |
|---|----|------|------|-----|-------|-------|----|------|------|
|   |    | 前年繰越 | 新規申立 | 計   | 取下・和解 | 命令・決定 | 移送 | 計    |      |
| 総計  | 21 | 535  | 395  | 930 | 273①  | 103①  | 1  | 377② | 553  |
|   | 22 | 553  | 381  | 934 | 240   | 111   | —  | 351  | 583  |
|   | 23 | 583  | 376  | 959 | 258   | 134②  | —  | 392② | 567  |
| 業<br>う<br>関<br>ち<br>係<br>民<br>事<br>間<br>企 | 21 | 393  | 375  | 768 | 260①  | 97①   | 1  | 358② | 410  |
|   | 22 | 410  | 357  | 767 | 235   | 105   | —  | 340  | 427  |
|   | 23 | 427  | 360  | 787 | 245   | 124②  | —  | 369② | 418  |

（注） ○内数字は分離事件で外数である。

## **(2) 新規申立ての状況**

### **イ. 新規申立件数**

平成 23 年における新規申立件数は 376 件であり、22 年の 381 件に比べ 5 件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 360 件で、22 年の 357 件に対し 3 件の増加となっている。一方、地方公務員等公務関係事件は 16 件で、22 年の 24 件に対し 8 件の減少となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が 115 件（22 年 125 件）で最も多く、次いで大阪 73 件、神奈川 39 件、北海道 31 件、福岡 14 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が 110 件（22 年 114 件）で最も多く、次いで大阪 70 件、神奈川 39 件、北海道 30 件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、東京が 5 件と最も多くなっている（巻末統計表第 1－1 表及び第 1－2 表参照）。

### **ロ. 申立人別新規申立件数**

新規申立件数を申立人別にみると、組合申立てが 359 件（新規申立件数の 95%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが 16 件（同 4%）、個人申立てが 1 件（同 0.3%）の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが 343 件（民間企業関係事件新規申立件数の 95%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て 16 件（同 4%）、個人申立て 1 件（同 0.3%）の順となっている（巻末統計表第 3－1 表及び第 3－2 表参照）。

### **ハ. 労組法第 7 条該当号別新規申立件数**

民間企業関係事件の新規申立件数 360 件を労組法第 7 条該当号別に重複集計してみると、2 号関係事件 275 件（民間企業関係事件新規申立件数の 76%）、3 号関係事件 197 件（同 55%）、1 号関係事件 166 件（同 46%）、4 号関係事件 8 件（同 2%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2 号事件が 120 件（同 33%）で最も多く、次いで 1・2・3 号事件 70 件（同 19%）、2・3 号事件 56 件（同 16%）、1・3 号事件 48 件（同 13%）などの順になっている（巻末統計表第 4－2 表参照）。

### **ニ. 企業規模別新規申立件数**

民間企業関係事件の新規申立件数 360 件を企業規模別にみると、49 人以下が 128 件（民間企業関係事件新規申立件数の 36%）で最も多く、次いで 100 人以上 499 人以下が 89 件（同 25%）、50 人以上 99 人以下が 49 件（同 14%）、1,000 人以上が 43 件（同 12%）、500 人以上 999 人以下が 28 件（同 8%）の順となっている（巻末統計表第 5－2 表参照）。

## ホ. 業種別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 360 件を産業大分類別にみると、製造業が 77 件（民間企業関係事件新規申立件数の 21%）で最も多く、次いで運輸業、郵便業が 67 件（同 19%）、医療、福祉が 43 件（同 12%）、教育、学習支援業が 40 件（同 11%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業、社会保険・社会福祉・介護事業がそれぞれ 30 件（同 8%）、道路旅客運送業が 23 件（同 6%）などの順となっている（巻末統計表第 6-1 表参照）。

### (3) 終結の状況

#### イ. 終結件数

平成 23 年における終結件数は 392 件であり、22 年の 351 件に比べ 41 件増加している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 369 件で、22 年の 340 件に比べ 29 件増加し、地方公務員等公務関係事件は 23 件で、22 年の 11 件に対し 12 件の増加となっている。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが 134 件（終結件数の 34%）、取下・和解によるものが 258 件（同 66%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが 124 件（民間企業関係事件終結件数の 34%）で、22 年に比べ 19 件増加し、取下・和解によるものが 245 件（同 66%）で、10 件増加している（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が 120 件で最も多く、次いで大阪 79 件、神奈川、北海道 30 件、兵庫 13 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 118 件、大阪 73 件、神奈川、北海道 29 件、愛知 11 件などの順となっている（巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照）。

以上の結果、23 年の未処理件数（24 年への繰越件数）は 567 件で、前年からの繰越件数 583 件に対し、16 件の減少となっている。

なお、23 年における終結率  $\left[ \frac{392}{959} \times 100 \right]$  は 41% であり、22 年の 38% に対して 3 ポイント増となっている。なお、民間企業関係事件の繰越件数は 418 件で、前年からの繰越件数 427 件に対し 9 件減少しており、その終結率は 47% と 22 年の 44% に対し 3 ポイント増となっている（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

#### ロ. 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数の内訳をみると、一部救済命令が 65 件で最も多く、次いで全部救済命令 35 件、棄却命令 29 件、却下決定 5 件の順となっている。ちなみに、救済率  $\left[ \frac{35+65 \times 1/2}{134} \times 100 \right]$  は 50% であり、前年の 34% に対し 16 ポイント増となっている（巻

末統計表第2-1表参照)。

## ハ. 和解の状況

和解(取下を除く。)による終結件数は211件で、22年(179件)に対し32件の増加となっている(巻末統計表第2-1表参照)。

また、労働組合法第27条の14第2項の規定に基づく和解認定の申立件数は3件であり、すべてが認定された。

なお、同条第4項の規定に基づく和解調書は1件作成されているが、同条第6項の規定に基づく執行文の付与の申立てはなかった(第2-1表参照)。

**第2-1表** 和解の認定件数(初審)

(単位:件)

| 区分<br>年 | 和解件数 | 和解認定<br>申立 | 和解認定 | うち和解調書作成 |             | 不認定 |
|---------|------|------------|------|----------|-------------|-----|
|         |      |            |      |          | うち執行<br>文付与 |     |
|         |      |            |      |          |             |     |
| 22      | 179  | 4          | 4    | 0        | 0           | 0   |
| 23      | 211  | 3          | 3    | 1        | 0           | 0   |

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が24件(和解による終結件数の11%)、第1回調査から第1回審問前までの段階が145件(同69%)、第1回審問から結審前までの段階が32件(同15%)、結審以降が10件(同5%)となっている(第2-2表参照)。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、審問前の169件では関与和解が144件(審問前終結169件の85%)、無関与和解が25件(同15%)であり、第1回審問以降の42件では、関与和解が38件(審問以降終結42件の90%)、無関与和解が4件(同10%)となっている。

**第2-2表** 和解事件の段階別終結件数(初審)

(単位:件、%)

| 区分<br>年 | 申立から第1回<br>調査に入るまで<br>の段階 | 第1回調査から<br>第1回審問まで<br>の段階 | 第1回審問から<br>結審前までの<br>段階 | 結審以降    | 計         |
|---------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|---------|-----------|
| 19      | 23 (9)                    | 188 (74)                  | 29 (11)                 | 14 (6)  | 254 (100) |
| 20      | 5 (3)                     | 105 (61)                  | 37 (22)                 | 25 (15) | 172 (100) |
| 21      | 7 (3)                     | 153 (74)                  | 37 (18)                 | 11 (5)  | 208 (100) |
| 22      | 3 (2)                     | 137 (77)                  | 26 (15)                 | 13 (7)  | 179 (100) |
| 23      | 24 (11)                   | 145 (69)                  | 32 (15)                 | 10 (5)  | 211 (100) |

また、民間企業関係事件の和解により終結した 203 件を労組法第 7 条該当号別にみると、1 号関係事件 97 件、2 号関係事件 144 件、3 号関係事件 108 件、4 号関係事件 6 件となっている（1 つの事件で 2 つ以上の号に関係するものもあるので、その合計は事件数とは一致しない）。

次に、和解で終結した事件の内容をみると、1 号関係事件の内訳は、関与和解が 82 件、無関与和解が 15 件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰（2 件）及び再採用（2 件）により職場復帰したものが計 4 件（解雇事件の和解 33 件の 12%）、解雇取消・依願退職（16 件）及び解雇承認（3 件）により職場を去ったものが計 19 件（同 58%）などとなっている（第 3 表参照）。

**第 3 表** 解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

| 区 分                  |                   | 計       | 関与和解    | 無関与和解  |
|----------------------|-------------------|---------|---------|--------|
| 合 計                  |                   | (97) 33 | (82) 25 | (15) 8 |
| 職 場 に 復 帰<br>し た も の | 小 計               | 4       | 3       | 1      |
|                      | 解 雇 撤 回 ・ 原 職 復 帰 | 2       | 2       | 0      |
|                      | 再 採 用             | 2       | 1       | 1      |
| 職 場 を 去 っ<br>た も の   | 小 計               | 19      | 17      | 2      |
|                      | 解 雇 取 消 ・ 依 願 退 職 | 16      | 14      | 2      |
|                      | 解 雇 承 認           | 3       | 3       | 0      |
| そ の 他 （ 含 不 明 ）      |                   | 10      | 5       | 5      |

（注）1. 民間企業関係事件のみを集計した。

2. （ ）内数字は、労組法第 7 条 1 号関係事件の和解による終結件数である。

2 号関係事件の内訳は、関与和解 126 件、無関与和解 18 件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの 64 件（2 号関係事件の和解 144 件の 44%）、今後の団交を約したもの 27 件（同 19%）などとなっている（第 4 表参照）。

**第4表** 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

| 区 分  | 計   | 関与和解 | 無関与和解 |
|--|-----|------|-------|
| 合 計  | 144 | 126  | 18    |
| 今 後 の 団 交 を 約 し た                                      | 27  | 26   | 1     |
| 団 交 ル ー ル を 決 め た                                      | 18  | 18   | 0     |
| 申 立 後 団 交 し た  | 7   | 7    | 0     |
| 紛 争 事 項 の 解 決 に 伴 い 救 済 申 立<br>の 維 持 の 必 要 が な く な っ た | 64  | 53   | 11    |
| そ の 他 （ 含 不 明 ）  | 28  | 22   | 6     |

（注） 民間企業関係事件のみを集計した。

3号関係事件の内訳は、関与和解 99 件、無関与和解 9 件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの 46 件（3号関係事件の和解内容の総数 126 件の 37%）、不利益・支配介入を是正することで和解したもの 33 件（同 26%）などとなっている（第5表参照）。

**第5表** 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

| 区 分                                      | 計         | 関与和解     | 無関与和解 |
|--|-----------|----------|-------|
| 合 計                                      | (108) 126 | (99) 117 | (9) 9 |
| 不 利 益 ・ 支 配 介 入 を<br>是 正 す る こ と で 和 解   | 33        | 32       | 1     |
| 紛 争 事 項 を 今 後 協 議<br>( 含 事 前 協 議 制 履 行 ) | 3         | 3        | 0     |
| 断 行 ル ー ル を 設 定<br>又 は 団 交 を 約 束         | 10        | 10       | 0     |
| 解 決 金 支 払                                | 46        | 44       | 2     |
| そ の 他 （ 含 不 明 ）                          | 34        | 28       | 6     |

- （注） 1. 民間企業関係事件のみを集計した。
2. （ ）内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。
3. 1件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

#### (4) 審査の状況

##### イ. 終結件数

平成 23 年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 544 日（22 年 579 日）、取下・和解では 575 日（同 346 日）、総平均では 564 日（同 420 日）となっており、前年に比べると、取下・和解、総平均において増加している（巻末統計表第 7－1 表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では 540 日（22 年 577 日）、取下・和解では 554 日（同 322 日）、総平均では 549 日（同 401 日）となっている。

また、終結件数（移送によるものを除く。）392 件のうち 1,000 日以上を要した事件は 29 件（うち取下・和解事件 20 件）であり、このうち、3,000 日以上を要した事件は 13 件（同 13 件）である（巻末統計表第 8－1 表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審理を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 289 日（22 年 277 日）、第 1 回審問から結審前までの期間が 129 日（同 163 日）、結審から命令書交付までの期間が 128 日（同 139 日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 53%と最も多く、次いで第 1 回審問から結審前までの期間が 24%、結審から命令書交付までの期間が 23%の順となっている（第 6 表参照）。

**第 6 表** 命令・決定件数（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、%）

| 区分<br>年 | 申立から第<br>1 回 審 問 前<br>ま だ の 期 間 | 第 1 回 審 問<br>か ら 結 審 前<br>ま だ の 期 間 | 結 審 か ら 命<br>令 書 交 付 ま<br>だ の 期 間 | 計         |
|---------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 19      | 260 (31)                        | 412 (49)                            | 167 (20)                          | 839 (100) |
| 20      | 232 (35)                        | 300 (45)                            | 133 (20)                          | 664 (100) |
| 21      | 254 (48)                        | 151 (28)                            | 127 (24)                          | 532 (100) |
| 22      | 277 (48)                        | 163 (28)                            | 139 (24)                          | 579 (100) |
| 23      | 289 (53)                        | 129 (24)                            | 128 (23)                          | 546 (100) |

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

##### ロ. 調査・審問回数及び証人数

平成 23 年中に終結した初審事件（移送によるものを除く。）392 件について、終結事由別に、1 件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が 4.4 回（22 年 4.7 回）、審問回数が 1.6 回（同 1.8 回）、証人数は 1.8 人（同 2.0 人）となっている。取下・和解事件では、審問回数及び証人数は関与和解事件（それぞれ 0.9 回、0.9 人）が、

調査回数は取下事件及び関与和解事件（ともに3.8回）がそれぞれ最大となっており、命令・決定事件では、調査回数、審問回数、証人数のいずれも、命令事件（それぞれ5.5回、3.5回、3.9人）が最大となっている（第7表参照）。

**第7表 審査状況（初審終結事件）**

| 区分                   | 年  | 計   | 取下・和解 |     |     | 命令・決定 |     |
|----------------------|----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|
|                      |    |     | 取下    | 無関与 | 関与  | 命令    | 決定  |
| 終 結 件 数 (件)          | 22 | 351 | 61    | 40  | 139 | 107   | 4   |
|                      | 23 | 392 | 47    | 29  | 182 | 129   | 5   |
| 一件当たりの<br>平均調査回数 (回) | 22 | 4.7 | 4.1   | 4.0 | 3.9 | 6.3   | 5.3 |
|                      | 23 | 4.4 | 3.8   | 3.6 | 3.8 | 5.5   | 3.8 |
| 一件当たりの<br>平均審問回数 (回) | 22 | 1.8 | 1.1   | 1.1 | 0.5 | 4.0   | 2.0 |
|                      | 23 | 1.6 | 0.3   | 0.2 | 0.9 | 3.5   | 2.6 |
| 一件当たりの<br>平均証人数 (人)  | 22 | 2.0 | 1.7   | 0.9 | 0.8 | 4.1   | 3.0 |
|                      | 23 | 1.8 | 0.3   | 0.4 | 0.9 | 3.9   | 2.0 |

## ハ. 証人等出頭命令等の状況

平成23年中の初審の証人等出頭命令は、前年からの繰越しは2件で、新規申立件数1件と合わせると3件が係属し、そのうち1件が取下・打切となり、2件が次年に繰り越されている。

また、初審の物件提出命令の新規申立件数は8件であり、前年からの繰越し1件と合わせて9件が係属し、そのうち2件について却下の決定が出され、3件が取下・打切となり、4件が次年に繰り越されている（巻末統計表第9－3表参照）。

## 二. 審査の目標期間の達成状況

このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の目標期間の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

### (5) 不服の状況

平成23年中に交付された初審の命令・決定書数は122件（22年99件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は73件（同58件）、行政訴訟が提起されたものは18件（同9件）となっている（第8－3表参照）。ちなみに、その不服率は71%であり、22年の65%に対し、6ポイント増加している。



**第8-1表** 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位：件、%)

| 年・区分           |      | 命令<br>決定書数<br>(A) | 不服申立<br>な<br>し | 不服数<br>(B) | 不服率<br>$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ |
|----------------|------|-------------------|----------------|------------|-------------------------------------|
| 19             |      | 114               | 32             | 82         | 72                                  |
| 20             |      | 85                | 35             | 50         | 59                                  |
| 21             |      | 89                | 31             | 58         | 65                                  |
| 22             |      | 99                | 35             | 64         | 65                                  |
| 23             |      | 122               | 35             | 87         | 71                                  |
| 23年命令・<br>決定内訳 | 全部救済 | 30                | 8              | 22         | 73                                  |
|                | 一部救済 | 62                | 18             | 44         | 71                                  |
|                | 棄却   | 25                | 7              | 18         | 72                                  |
|                | 却下   | 5                 | 2              | 3          | 60                                  |

**第8-2表** 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

(単位：件、%)

| 年     | 区分 | 命令・決定<br>書数 (A) | 行訴提起<br>件数 (B) | 再審査申立<br>件数 (C) | 行訴提起率<br>(B)/(A) | 再審査申立率<br>(C)/(A) |
|-------|----|-----------------|----------------|-----------------|------------------|-------------------|
| 平成12年 |    | 74              | 11             | 50              | 14.9             | 67.6              |
| 13年   |    | 166             | 15             | 59              | 9.0              | 35.5              |
| 14年   |    | 94              | 6              | 53              | 6.4              | 56.4              |
| 15年   |    | 86              | 4              | 60              | 4.7              | 69.8              |
| 16年   |    | 96              | 4              | 67              | 4.2              | 69.8              |
| 小計    |    | 516             | 40             | 289             | 7.8              | 56.0              |

|     |  |     |    |     |      |      |
|-----|--|-----|----|-----|------|------|
| 17年 |  | 111 | 11 | 76  | 9.9  | 68.5 |
| 18年 |  | 93  | 9  | 58  | 9.7  | 62.4 |
| 19年 |  | 114 | 15 | 69  | 13.2 | 60.5 |
| 20年 |  | 85  | 9  | 44  | 10.6 | 51.8 |
| 21年 |  | 89  | 11 | 47  | 12.4 | 52.8 |
| 22年 |  | 99  | 9  | 58  | 9.1  | 58.6 |
| 小計  |  | 591 | 64 | 352 | 10.8 | 59.6 |

|     |  |     |    |    |      |      |
|-----|--|-----|----|----|------|------|
| 23年 |  | 122 | 18 | 73 | 14.8 | 59.8 |
|-----|--|-----|----|----|------|------|

(注) (A) は、当該年に命令・決定書を交付した件数を計上している。

(B) は、(A) に対して行訴提起された件数を計上しており、翌年に提起されたものも含む。

(C) は、(A) に対して再審査申立てされた件数を計上しており、翌年に申立てされたものも含む。

**第8-3表** 初審命令書数に対する不服状況推移内訳

| 区分<br>年 | 命令・<br>決定書数<br>(A) | 不<br>服<br>合<br>計<br>(B) | 再 審 査 申 立 |    |    | 行 政 訴 訟 提 起 |    |   | 再(労)<br>・<br>行(使) | 再(労)<br>・<br>行(労) | 再(使)<br>・<br>行(労) | 再(双)<br>・<br>行(労) | 再(労)<br>・<br>行(双) | 不服率<br>(B)÷(A) |
|---------|--------------------|-------------------------|-----------|----|----|-------------|----|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
|         |                    |                         | 労         | 使  | 双  | 労           | 使  | 双 |                   |                   |                   |                   |                   |                |
| 19      | 114                | 82                      | 28        | 31 | 8  | 3           | 10 | - | 1                 | 1                 | -                 | -                 | -                 | 72             |
| 20      | 85                 | 50                      | 10        | 24 | 7  | 1           | 5  | - | 2                 | -                 | 1                 | -                 | -                 | 59             |
| 21      | 89                 | 58                      | 15        | 26 | 6  | 4           | 7  | - | -                 | -                 | -                 | -                 | -                 | 65             |
| 22      | 99                 | 64                      | 24        | 22 | 9  | 2           | 4  | - | 1                 | -                 | -                 | 1                 | 1                 | 65             |
| 23      | 122                | 87                      | 24        | 32 | 13 | 1           | 12 | 1 | 2                 | -                 | 2                 | -                 | -                 | 71             |

(注) 平成20年の件数は平成20年年報において修正されたため、それ以前の年報の数値とは一致しない。

次に、不服状況を労使別にみると、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書92件（22年88件）に対して、再審査申立てが37件（同36件）、行政訴訟提起は4件（同4件）であり、その不服率は45%（同43%）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書92件（22年59件）に対して、再審査申立てが46件（同32件）、行政訴訟提起が15件（同6件）であり、その不服率は66%（同64%）となっている（第9表参照）。

**第9表** 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

| 区分<br>年 | 労働者提起（却下・棄却に対して） |     |     |                |     | 使用者提起（救済に対して） |     |     |     |
|---------|------------------|-----|-----|----------------|-----|---------------|-----|-----|-----|
|         | 対象命令・<br>決定書数    | 再審査 | 行 訴 | 再審査<br>・<br>行訴 | 不服率 | 対象命令・<br>決定書数 | 再審査 | 行 訴 | 不服率 |
| 19      | 85               | 36  | 3   | 1              | 49  | 72            | 39  | 11  | 69  |
| 20      | 67               | 19  | 2   | -              | 31  | 59            | 32  | 7   | 66  |
| 21      | 63               | 20  | 4   | -              | 38  | 59            | 31  | 7   | 64  |
| 22      | 88               | 34  | 2   | 2              | 43  | 59            | 32  | 6   | 64  |
| 23      | 92               | 37  | 4   | -              | 45  | 92            | 46  | 15  | 66  |

(注) 1. 不服状況の件数は、その年に出された命令・決定書に対するものであり、翌年に申立て又は提起されたものも含む。したがって、第10-1表及び巻末統計表第2-3表の再審査事件申立件数と一致しない場合がある。

2. 平成19年、20年の件数は平成20年年報において修正されたため、それ以前の年報の数値とは一致しない。

## 2. 再審査事件の状況

### (1) 新規申立て及び終結の状況

平成 23 年中に係属した再審査事件数は、22 年からの繰越 109 件に新規申立て 89 件（22 年 68 件）を加えた 198 件となっており、係属件数は 15 件の増加となった。

新規申立て 89 件の内訳は、J R 関係が 5 件（22 年 5 件）、それ以外の事件は農業 0 件（同 1 件）、運輸通信業 13 件（同 8 件）、サービス業 17 件（同 27 件）、製造業 26 件（同 16 件）、電気・ガス・熱供給・水道業 0 件（同 2 件）、金融業・保険業 0 件（同 0 件）、卸売業・小売業 15 件（同 6 件）、建設業 6 件（同 1 件）、地方公務員等公務関係事件 7 件（同 2 件）となっている。

これを労使別の申立件数で見ると、労働者側申立てが 39 件（22 年 35 件）、使用者側申立てが 49 件（同 33 件）、審査再開事件が 1 件となっている。

一方、終結件数は 71 件（22 年 74 件）で、この結果、未処理件数 127 件（同 109 件）が次年に繰り越された。終結件数 71 件の内訳は、取下・和解によるものが 35 件（終結件数の 49%）、命令・決定によるものが 36 件（同 51%）となっている（第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表参照）。

### 第 10-1 表 不当労働行為事件取扱件数（再審）

（単位：件）

| 区分<br>年 |    | 係属状況    |        |          | 終結状況     |        |           | 次年<br>繰越 |
|---------|----|---------|--------|----------|----------|--------|-----------|----------|
|         |    | 前年繰越    | 新規申立   | 計        | 取下・和解    | 命令・決定  | 計         |          |
| 総<br>計  | 19 | 178 (9) | 76 (3) | 254 (12) | 37 (4) ① | 59 (6) | 96 (10) ① | 158 (2)  |
|         | 20 | 158 (2) | 51 (1) | 209 (3)  | 38       | 57 (2) | 95 (2)    | 114 (1)  |
|         | 21 | 114 (1) | 54 (1) | 168 (2)  | 19       | 34 (1) | 53 (1)    | 115 (1)  |
|         | 22 | 115 (1) | 68 (2) | 183 (3)  | 26       | 48 (1) | 74 (1)    | 109 (2)  |
|         | 23 | 109 (2) | 89 (7) | 198 (9)  | 35 (1)   | 36 (1) | 71 (2)    | 127 (7)  |

(注) 1. ( ) 内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

2. ○数字は、分離事件件数で外数である。

また、平成 23 年の再審査事件における和解認定の申立件数は 23 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった（第 10-2 表参照）。

**第10-2表** 和解の認定件数（再審）

（単位：件）

| 区分<br>年 | 和解件数 | 和解認定<br>申立 | 和解認定 | うち和解調書作成 |             | 不認定 |
|---------|------|------------|------|----------|-------------|-----|
|         |      |            |      |          | うち執行<br>文付与 |     |
| 21      | 11   | 11         | 11   | 0        | 0           | 0   |
| 22      | 15   | 15         | 15   | 0        | 0           | 0   |
| 23      | 23   | 23         | 23   | 0        | 0           | 0   |

**(2) 審査の目標期間の達成状況**

中労委においては、平成22年11月、審査の期間の目標を改定し、23年から25年までの3年間で、次の2つの目標の達成に向けて取り組んでいる。

目標1 再審査申立事件は、1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする（注）。

（注） 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められた事件や平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

目標2 1の目標については、その達成状況が優れて良好な場合には、平成25年までにこれを見直すものとする。

目標1の達成状況については、23年1月以降の係属事件154件のうち、23年末までに終結した事件は59件（平均処理日数385日）、このうち1年6箇月以内に終結した事件は50件（全体の84.7%）となっている。

目標2の達成状況については、22年末目標1注意書事件44件のうち、23年末までに12件（全体の27.3%）が終結し、32件が23年に繰り越されている（巻末統計表第9-5表及び第9-6表参照）。

### (3) 再審査の状況

#### イ. 処理日数

終結事件の平均処理日数をみると、命令・決定では991日（22年1,648日）、取下・和解では574日（同256日）、総平均では785日（同1,159日）となっており、命令・決定で657日減少し、取下・和解で318日増加し、全体として374日の減少となった（巻末統計表第7-1表参照）。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が670日、第1回審問から結審前までの期間が27日、結審から命令書交付までの期間が224日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が73%と最も多く、次いで結審から命令書交付までの期間が24%、第1回審問から結審前までの期間が3%の順となっている（第11-1表参照）。

第11-1表 命令・決定件数（再審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

| 年  | 区 分          | 申立てから       | 第1回審問から  | 結審から命令書  | 計           |
|----|--------------|-------------|----------|----------|-------------|
|    |              | 第1回審問前までの期間 | 結審前までの期間 | 交付までの期間  |             |
| 22 | 全 事 件        | 953 (56)    | 72 (4)   | 705 (41) | 1,709 (100) |
|    | J R 事件を除いたもの | 1,055 (77)  | 73 (5)   | 246 (18) | 1,373 (100) |
| 23 | 全 事 件        | 670 (73)    | 27 (3)   | 224 (24) | 921 (100)   |
|    | J R 事件を除いたもの | 700 (73)    | 30 (3)   | 229 (24) | 959 (100)   |

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

#### ロ. 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11-2表のとおりであり、命令事件では、調査回数3.2回（22年4.3回）、審問回数は1.1回（同1.6回）、証人数は1.5人（同2.1人）と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも減少した。また、関与和解事件においては、調査回数は5.9回（同4.6回）、審問回数は0.7回（同0.3回）、証人数は1.2人（同0.6人）と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも増加した。

**第 11－2 表** 審査状況（再審査終結事件）

| 区 分                            | 年  | 計   | 取下・和解 |      |     | 命令・決定 |     |
|--------------------------------|----|-----|-------|------|-----|-------|-----|
|                                |    |     | 取 下   | 無関与  | 関 与 | 命 令   | 決 定 |
| 終 結 件 数 (件)                    | 22 | 74  | 11    | 0    | 15  | 44    | 4   |
|                                | 23 | 71  | 12    | 8    | 15  | 36    | 0   |
| 一 件 当 た り の<br>平 均 調 査 回 数 (回) | 22 | 4.0 | 3.1   | -    | 4.6 | 4.3   | 1.5 |
|                                | 23 | 5.0 | 2.7   | 15.4 | 5.9 | 3.2   | 0   |
| 一 件 当 た り の<br>平 均 審 問 回 数 (回) | 22 | 1.1 | 0.3   | -    | 0.3 | 1.6   | 1.5 |
|                                | 23 | 1.2 | 0.1   | 4.0  | 0.7 | 1.1   | 0   |
| 一 件 当 た り の<br>平 均 証 人 数 (人)   | 22 | 1.5 | 0.4   | -    | 0.6 | 2.1   | 1.5 |
|                                | 23 | 1.7 | 0.2   | 5.4  | 1.2 | 1.5   | 0   |

**ハ. 証人等出頭命令及び物件提出命令の状況**

再審査における、平成 23 年中の証人等出頭命令の新規申立て及び前年からの繰越しはいずれも 0 件である。

また、物件提出命令の新規申立ては 1 件であり、平成 23 年中に決定で終結している（巻末統計表第 9－3 表参照）。

**(4) 不服の状況**

平成 23 年中に交付された命令・決定件数は 36 件（22 年 48 件）である。これらに対し、行政訴訟が提起されたものは、使用者側から 15 件、労働者側から 11 件の計 26 件（同 24 件）であり、このうち 4 件は 1 つの命令に対し労使双方から行政訴訟が提起された（巻末統計表第 30 表参照）。

命令・決定に対する不服率は 61%（同 50%）となっている（第 12－1 表参照）。

**第12-1表** 再審査命令・決定件数に対する不服状況推移

(単位：件、%)

| 年・区分           |      | 命令・<br>決定件数<br>(A) | 不服申立<br>なし | 不服件数<br>(B) | 不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ |
|----------------|------|--------------------|------------|-------------|----------------------------------|
| 18             |      | 69                 | 35         | 34          | 49                               |
| 19             |      | 59                 | 33         | 26          | 44                               |
| 20             |      | 57                 | 30         | 27          | 47                               |
| 21             |      | 34                 | 18         | 16          | 47                               |
| 22             |      | 48                 | 24         | 24          | 50                               |
| 23             |      | 36                 | 14         | 22          | 61                               |
| 23年命令・<br>決定内訳 | 初審支持 | 27                 | 13         | 14          | 52                               |
|                | 一部変更 | 9                  | 1          | 8           | 89                               |
|                | 全部変更 | 0                  | 0          | 0           | 0                                |
|                | 却下   | 0                  | 0          | 0           | 0                                |

(注) 平成22年の件数は平成23年年報において修正。

**第12-2表** 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況(再審)

(単位：件、%)

| 年 \ 区分 | 命令・決定<br>件数 (A) | 行訴提起<br>なし | 行訴提起<br>件数 (B) | 行訴提起率<br>(B)/(A) |
|--------|-----------------|------------|----------------|------------------|
| 平成12年  | 15              | 10         | 5              | 33.3             |
| 13年    | 26              | 5          | 21             | 80.8             |
| 14年    | 31              | 11         | 20             | 64.5             |
| 15年    | 35              | 13         | 22             | 62.9             |
| 16年    | 25              | 12         | 13             | 52.0             |
| 小計     | 132             | 51         | 81             | 61.4             |

|     |     |     |     |      |
|-----|-----|-----|-----|------|
| 17年 | 65  | 37  | 28  | 43.1 |
| 18年 | 69  | 35  | 34  | 49.3 |
| 19年 | 59  | 33  | 26  | 44.1 |
| 20年 | 57  | 30  | 27  | 47.4 |
| 21年 | 34  | 18  | 16  | 47.1 |
| 22年 | 48  | 24  | 24  | 50.0 |
| 小計  | 332 | 177 | 155 | 46.7 |

|     |    |    |    |      |
|-----|----|----|----|------|
| 23年 | 36 | 14 | 22 | 61.1 |
|-----|----|----|----|------|

(注) (A) は、当該年に命令・決定書を交付した件数を計上している。

(B) は、(A) に対して行訴提起された件数を計上しており、翌年に提起されたものも含む。

平成 22 年の件数は平成 23 年年報において修正。

### 3. その他

#### (1) 地方公務員等公務関係事件の概況（初審）

平成 23 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 16 件（新規申立件数 376 件の 4%）、終結件数は 23 件（終結件数 392 件の 6%）となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数 16 件を申立人別にみると、いずれも組合申立てとなっている。労組法第 7 条該当号別では、2 号関係事件が 14 件、1 号関係事件、3 号関係事件がそれぞれ 5 件、4 号関係事件が 0 件の順となっている。

一方、終結件数は 23 件で、その内訳をみると、取下げ 5 件、無関与和解 3 件、関与和解 5 件、一部救済命令 5 件、棄却 3 件、却下 2 件となっている。

**第 13 表** 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位：件、%）

| 区 分 \ 年        | 19           | 20           | 21           | 22           | 23           |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 新 規 申 立 件 数    | (100)<br>330 | (100)<br>355 | (100)<br>395 | (100)<br>381 | (100)<br>376 |
| うち地方公務員等公務関係事件 | (7)<br>23    | (9)<br>33    | (5)<br>20    | (6)<br>24    | (4)<br>16    |
| 終 結 件 数        | (100)<br>461 | (100)<br>308 | (100)<br>377 | (100)<br>351 | (100)<br>392 |
| うち地方公務員等公務関係事件 | (17)<br>78   | (4)<br>12    | (5)<br>19    | (3)<br>11    | (6)<br>23    |

#### (2) 合同労組事件の概況

##### イ. 初審関係

平成 23 年における合同労組事件の新規申立件数は、267 件（新規申立件数 376 件の 71.0%）となっている。このうち駆込み訴え事件は 95 件あり、新規申立件数に占める割合は 25.3%、合同労組事件に占める割合は 35.6%となっている（第 14 表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京 76.5%、大阪 87.7%となっており、初審申立全数に占める割合（71.0%）と比べ、高い割合となっている（第 15 表参照）。



## ロ. 再審査関係

平成23年における合同労組事件の新規申立件数は、57件(新規申立件数89件の64.0%)となっている。また、このうち駆込み訴え事件は17件あり、新規申立件数に占める割合は19.1%、合同労組事件に占める割合は29.8%となっている(第14表参照)。

**第14表** 合同労組事件の申立状況

(単位：件、%)

|     | 新規申立件数 | うち合同労組事件   |                     |
|-----|--------|------------|---------------------|
|     |        | うち駆込み訴え事件  |                     |
| 初 審 | 376    | 267 (71.0) | 95 (25.3)<br><35.6> |
| 再 審 | 89     | 57 (64.0)  | 17 (19.1)<br><29.8> |

- (注) 1. ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. ( )内は新規申立事件に対する割合。
3. < >内は合同労組事件に対する割合。

**第15表** 合同労組事件の申立状況(初審)

(単位：件、%)

| 区分<br>年 | 新規申立件数 |          |     |    | 合同労組事件     |                      |           |           |  |
|---------|--------|----------|-----|----|------------|----------------------|-----------|-----------|--|
|         |        | うち東京・大阪計 |     |    |            | うち東京・大阪計             |           |           |  |
|         |        | 東京       | 大阪  |    |            |                      | 東京        | 大阪        |  |
| 18      | 331    | 173      | 102 | 71 | 176 (53.2) | 105 (60.7)<br>(59.7) | 53 (52.0) | 52 (73.2) |  |
| 19      | 330    | 176      | 100 | 76 | 208 (63.0) | 110 (62.5)<br>(52.9) | 59 (59.0) | 51 (67.1) |  |
| 20      | 355    | 177      | 92  | 85 | 221 (62.3) | 119 (67.2)<br>(53.8) | 55 (59.8) | 64 (75.3) |  |
| 21      | 395    | 204      | 119 | 85 | 267 (67.6) | 151 (74.0)<br>(56.6) | 78 (65.5) | 73 (85.9) |  |
| 22      | 381    | 214      | 125 | 89 | 250 (65.6) | 159 (74.3)<br>(63.6) | 86 (68.8) | 73 (82.0) |  |
| 23      | 376    | 188      | 115 | 73 | 267 (71.0) | 152 (80.9)<br>(56.9) | 88 (76.5) | 64 (87.7) |  |

- (注) 1. ( )内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。
2. < >内は合同労組事件全数に対する割合。

### (3) 非正規労働者関係事件の概況（再審査）

平成 23 年中に交付された命令・決定件数 36 件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に関係した事件は 7 件であった。

これらの事件を概観すると、

- ① 有期雇用社員になされた雇止め等が、組合加入を理由とする不当労働行為であるかが争われた事件（サミット樹脂工業事件）〔No.7〕
- ② グループ内企業の有期雇用社員の雇止めに関する団交において、別法人ではあるが中核である会社の使用者性が争われた事件（京都新聞社事件）〔No.8〕
- ③ 組合休暇付与に関する労使協定の締結に関して、正社員と契約社員から成る企業内組合とパート社員 1 名のみを組織する社外組合との組合間差別が争われた事件（テルウェル西日本事件）〔No.14〕
- ④・⑤ 有期契約社員への契約終了慰労金の支給に係る会社の対応が争われた事件（クボタ事件）〔No.21, 22〕
- ⑥ 専務的非常勤職員に関する次年度の労働条件、雇用期間の更新回数を制限した要綱改正が、義務的団交事項に当たるかが争われた事件（東京都（専務的非常勤職員設置要綱）事件）〔No.30〕
- ⑦ 登録派遣添乗員が取材に応じた雑誌記事が会社の名誉を毀損したとして、会社が添乗業務の割振りを停止したことが不当労働行為に当たるかが争われた事件（阪急トラベルサポート事件）〔No.32〕

となっている。（〔 〕内は、巻末統計表第 30 表の通し番号を表す。）

#### 第 16 表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件、％）

|     | 命令・決定<br>件数(A) | うち非正規労働者<br>関係事件(B) | (B)/(A) |
|-----|----------------|---------------------|---------|
| 22年 | 48             | 10                  | 20.8    |
| 23年 | 36             | 7                   | 19.4    |

（注） 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表（<http://www.mhlw.go.jp/churoi/houdou/index.html>）の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に係る事件を抽出したものと（高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く。）。